

2007年1月元旦

# みつばち通信

2007年-1号

みつばち薬局待鳳店  
京都市北区紫竹西南町 66  
494-1788 FAX494-1566

みつばち薬局紫野店  
京都市北区紫野上築山町 2-2  
417-3911 FAX417-3910



待鳳店：左から田中、濱田、東條、中尾、津田

# 迎春

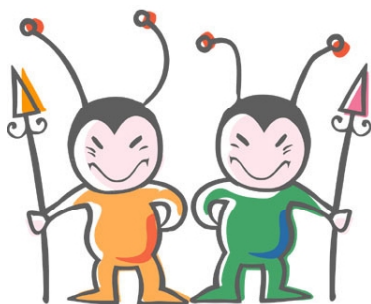
皆様のご健康とご多幸を  
お祈り申し上げます。  
長生きが喜び合える温かく平和な社会を願ひ、  
皆様から「頼りにされる薬局」めざしてがんばり  
ます。

二〇〇七年元旦



紫野店：後列左から小林、岡田、山元、宇都、  
前列左から、音川、奥原、小松

# インフルエンザ



## インフルエンザは何型？

インフルエンザは、毎年11月から4月にかけて流行します。中でも特に1月から3月は大流行の季節です。毎年異なった型のインフルエンザが流行します。現在は、A型であるH1N1亜型（一般にA/ソ連型）とH3N2亜型（一般にA/香港型）、B型の3種類が流行型となっています。型が違うために、シーズン中に何回もインフルエンザにかかることもあります。

## インフルエンザ症状・予防は？

普通の風邪と違うところは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れます。重症化するのも特徴の一つです。

まず、インフルエンザにかからないためには予防が大事です。

予防法は、 帰宅後の手洗い、うがい

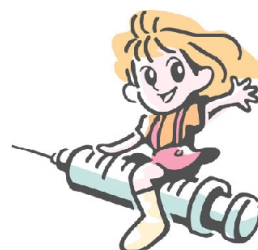
外出時のマスク着用

適度な温度の保持

十分な休養と栄養補給

流行前のワクチン接種（重症化防止）の

5点が上げられます。ワクチンは効果が出るまで2週間はかかります、これから接種される方はお早めに。



## もし、かかってしまったらどうしたらいい？

早めの医療機関の受診

安静にして、十分な休養を取りましょう

水分補給を十分に。

発症後3～7日間はウイルスを排出と言われているので、周囲への感染を防ぐためにも、配慮が必要です。

## 治療薬は何があるの？

インフルエンザの治療薬には、タミフル®、リレンザ®、アマンタジンがあります。タミフルの効果は、発症から48時間以内に服用すると発熱期間の1～2日間の短縮とウイルス排出量が減少します。服用後の異常行動などが報告されていますので、服用時には十分な注意が必要です。

薬剤師：山元 隆

# 紫野店 契約駐車場をご利用下さい！

「駐車証明書」と引き替えて、駐車券をお渡しします

駐車場は北大路通りの南側、ビデオ屋さんの東2軒隣

黄色の看板の「タイムズ24大徳寺」

【ご利用方法】 駐車したら直ぐに「駐車証明書」を発行します。薬局で「駐車証明書」と引き替えに「駐車券」をお渡しします。駐車場で精算時にお金の代わりに「駐車券」を精算機に入れてください。

## みつばち薬局 知得クイズ

◎下の5問に「ウソ(間違っている)」「ホント(真実)」でお答え下さい。

問題が正しいと思う場合は○、間違いだと思う場合は×を解答欄に記入して下さい。◎全問正解の方の中から、抽選で10名様に図書カード(1,000円)を差し上げます。◎当選者の発表は、薬局内に掲示します。◎締め切り日:1月31日(水)◎薬局内の「クイズ応募箱」に入れてください。

問1: 介護保険の利用費用では、医療費控除の対象になるものがある。

問2: 扶養家族でない家族の医療費は、医療費控除の対象にならない。

問3: インフルエンザの流行型は、現在3種類である。

問4: インフルエンザの予防には、帰宅後の手洗い、うがいが有効である。

問5: インフルエンザの治療薬は、現在3種類ある。

ご住所:

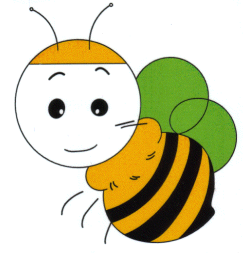
お名前:

電話番号:

問題	問1	問2	問3	問4	問5
解答欄					

# 医療費控除について

医療費控除の制度がある事は知っているが、手続きが大変そう、10万円以上医療費の支払いがなかったからなどの理由で実際に申請される方は少ないのではないのでしょうか。そこで“医療費控除の豆知識”



医療費とは納税者が、「自分自身又は自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費」であること。【扶養の有無は問わない】

## <ポイント1> 医療費に含まれるもの

健康保険が適用される入院、通院、薬代。治療のためのあんま、マッサージ、灸、整体などの施術費。【資格がある人に支払った場合】通院のための交通費、オムツの使用証明書のあるおむつ代、等々。

## <ポイント2> 介護保険で支払った費用も対象になる（在宅介護費用証明書などが必要です）

療養上の世話のためのホームヘルパー代、要介護度1～5の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者が支払う介護費、食費及び居住費の自己負担額（その1/2）、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等が医療費控除の対象になります。

※医療費の補填（健康保険組合、生保、損保からの支払い等）があった場合は医療費から差し引きます。

所得が少ない場合（200万円以下）は医療費の合計が10万円以下でも控除が受けられる。

【その年の所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額となります】①

$$\text{控除額} = \text{かかった医療費の合計} - \text{10万円または①の金額}$$

## <ポイント3> 所得とは収入金額から一定の控除額を差し引いた額です。下表参照

公的年金の所得速算表		
受給者の年齢	収入金額	所得計算式
65歳以上の方 (昭和16年1月1日以前生まれ)	120万円未満 ⇒	所得は0
	120万円以上 330万円未満⇒	収入金額-120万円=公的年金等の所得金額
	330万円以上 410万円未満⇒	収入金額×75%-37万5千円=公的年金等の所得金額
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-78万5千円=公的年金等の所得金額
65歳未満の方 (昭和16年1月2日以後生まれ)	70万円未満 ⇒	所得は0
	70万円以上 130万円未満 ⇒	収入金額-70万円=公的年金等の所得金額
	130万円以上 410万円未満⇒	収入金額×75%-37万5千円=公的年金等の所得金額
	410万円以上 770万円未満⇒	収入金額×85%-78万5千円=公的年金等の所得金額

◆確定申告書、医療費の明細書に記入して住居地の税務署に2月16日から3月15日までの間に提出します。用紙は税務署、インターネットなどで入手できます。

## <ポイント4> 確定申告書に記入するのに必要な書類として（年金）源泉徴収票、国保納付通知書、介護保険の納付通知書、医療費等の領収書などがあります。

年金からも税金が徴収されるようになりました。医療費や介護費用が多くかかったと感じた方はぜひ挑戦してみてください。やり方がよくわからないという方はみつばち薬局生活相談会におこしください。毎月第3月曜日（紫野）と、同水曜日（待鳳）午前に実施しております。（要予約）

薬剤師：音川千枝子